

答 申 第 253 号
平成19年 1月26日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年1月4日付け総第619号の3による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、平成17年11月30日付
け総第546号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年11月30日付け総第546号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成17年10月19日及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」FAXの調査を県知事から指示された保険指導課が、鋸南町の国の国民健康保険特別調整交付金の不正受給に加担していたため、調査をせず、放置しているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があつて当然である。
- (2) 鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして、安房地方の朝刊で報道されたことが国（厚労省国保課、会計検査院）にも知られているのに、保険指導課が上記(1)の対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があるはずだ。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年11月2日付けで「県保険指導課の介護保険室と国保指導室への行政文書開示請求や自己情報開示請求を同課介護保険室だけしか対応しない違法が許される根拠についてわかる書類」（以下「本件請求1」という。）及び「H17.11.1付けあき子ホットラインFAXのように同課〇〇副課長の情報操作が許される根拠についてわかる書類」（以下「本件請求2」という。）の行政文書開示請求（以下「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書の不存在を理由に本件決定を行った。

2 不開示の理由について

(1) 本件請求1について

千葉県総務部総務課（以下「総務課」という。）は、千葉県情報公開条例（平成

12年千葉県条例第65号)及び千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)を所管しておらず、異議申立人が求めている千葉県健康福祉部保険指導課(以下「保険指導課」という。)の介護保険室と国保指導室への行政文書開示請求や自己情報開示請求を同課介護保険室だけしか対応しない違法が許される根拠については一切知ることができず、本件請求1に係る行政文書を作成又は取得することはない。

(2) 本件請求2について

平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」ファックスについては、本件行政文書開示請求書の添付書類にあるが、保険指導課職員の情報操作について調査する権限もないし知る立場もないことから、本件請求2に係る行政文書を作成又は取得することはない。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、前記「異議申立人の主張要旨1・2」のとおり主張するが、総務課では、異議申立人がファックスした「あき子ホットライン」に関する事務を所掌しておらず、また、保険指導課を調査する一切の権限もない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、実施機関に対し本件請求を行ったところ、実施機関は、行政文書開示請求書に「(総分)」と表記されていることから、総務課が保有する行政文書を対象とした開示請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないことを理由として、本件決定を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は保有しないと説明するので、以下検討する。

(1) 本件請求1について

実施機関は、異議申立人が求めている、保険指導課の介護保険室と国保指導室への行政文書開示請求及び自己情報開示請求を同課介護保険室だけしか対応しない違法が許される根拠について、総務課では千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例を所管していないため、一切知ることができず、本件請求1に係る行政文書は存在しないと説明する。

確かに、千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)によれば、情報公開及び個人情報保護に係る事務の総合調整に関することは、千葉県総務部政策法務課が所掌しており、総務課が所掌する事務ではないことが認められる。

よって、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求1に係る行政文書は存在しないと判断する。

(2) 本件請求2について

異議申立人の主張要旨及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」ファックス等の内容から考慮すると、本件請求2の趣旨を満たす文書は、保険指導課の職員が鋸南町における国民健康保険特別調整交付金の不正受給に関し調査をせず、情報操作が許される根拠を記載した行政文書であると思われる。

しかしながら、実施機関は関係法令等に従って事務の執行にあたらなければならないのであるから、そもそも県の職員による不正受給を放置するような情報操作について許される根拠についてわかる書類などあるはずがなく、これを作成又は取得していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件請求2に係る行政文書は存在しないと判断する。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 1. 4	諮問書の受理
18. 2. 6	実施機関の理由説明書の受理
18. 12. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友道明	弁 護 士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横山清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年12月19日現在)